

4. 実務経験証明書の作成について

新規受検申込者は、受検資格証明にあたって、P17～22の記入例に従い、**A**票と**B**票を作成してください。特に**B**票は、受検資格を満たす実務経験を有することを、勤務先の代表者が証明するための最も重要な書類です。

実務経験証明書の証明欄、実務経験、実務経験証明にあたってのチェックリストを適正に作成し、よく確認のうえ、正しい内容にて証明する必要があります。

B票実務経験証明書において、適正な受検資格が認められない場合は受検できません。

誤記入防止のため、鉛筆で下書きを行ってから黒色ボールペンで清書することをお勧めします。消せるボールペンは使用しないでください。

実務経験の証明が必要な受検資格の方が、実務経験証明書が無記載の受検申請書を提出した場合は、受検申請を無効とします。

(1) 建築施工管理に関する実務経験欄の作成

P19～22記入例を参照し作成してください。申込後の訂正・再提出は一切できません。

- ① 勤務先ごとに記入してください。転職等による勤務先変更、部署や従事した立場が変わった場合は改行してください。(現場ごとに改行する必要はありません)
- ② ①で記入した勤務先の在職期間を記入してください。
- ③ ②で記入した在職期間の内、受検種目・種別に関するご自身の実務経験の内容及び実務経験年数の合計を記入してください。※注1,2参照(今までの全ての実務経験を記入する必要はありません。受検資格を満たす年数が記載してあれば結構です。)

①		②	
勤務先名称・所在地 (※工事名ではありません)	所属部署(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容 主な工事種別・工事内容	在職期間中の受検種目に関する実務経験年数 (年 月～年 月) (年 月)
勤務先名称		工事種別 注1	S H R 年 月 ①
勤務先所在地		工事内容 注1	S H R 年 月 注2
		③	

注1 P7[表I]からご自身の実務経験及び受検種別に該当する主な工事種別・工事内容を選び記入してください。

注2 注1でおこなった工事で従事した立場をP7[表II]の中から選び記入してください。

(2) **B**票裏面:実務経験証明にあたってのチェックリストの作成

受検申請者と実務経験の証明者は、**B**票「建築施工管理に関する実務経験」欄作成後、**B**票裏面にある「実務経験証明にあたってのチェックリスト」により、記載内容の確認を行ってください。すべてのチェック項目について間違いなく正しく記載してあることを確認し、確認済みの✓印を付してください。

なお、『証明者チェック』は、証明者ご自身または証明者の代理たる立場の方が行ってください。証明者の代理たる立場とは、受検申請者に対する人事権を有する立場に限ります。

『証明者チェック』を行った方は、チェックリストの下にある記入欄へ、所属部署名、役職名、氏名、連絡先電話番号を記入してください。証明者自身が行った場合、その代理たる立場の方が行った場合とも記入が必要です。

(3) **B**票:実務経験証明書の証明欄について

①証明について

「建築施工管理に関する実務経験」欄を作成した後、記載した実務経験年数・内容等が正しいことを勤務先の代表者に証明いただくものです。証明がない場合は、受検できません。

実務経験の証明者の方は、受検申込者の実務経験の内容、期間、年数の計算、他の種目・種別との重複が無い等、**B** 票裏面にある『実務経験証明にあたってのチェックリスト』により記載内容を確認してください。実務経験証明書が適正な内容であることを確認し、証明を行ってください。

証明者の方は、**B** 票の証明者欄に

- ・会社または事業所名
- ・所在地
- ・役職名
- ・氏名

を記載してください。

試験実施機関および国土交通省は、実務経験証明書に記載されている内容については、受検申請者の勤務先代表者によって、事実と相違なきことが証明されたものとして取り扱います。

また、実務経験証明書の内容について疑義が生じた場合は、試験実施機関または国土交通省から証明者(またはその代理たる立場の方)に対して内容を照会させていただく場合があります。

注意事項

実務経験証明書の内容が事実と異なっていることが判明した場合は、受検申請者に対して、建設業法の規定に基づく合格取り消しや一定期間の受検禁止などの処分が行われることがあります。

また、事実と異なる実務経験の証明を行ったり、本来は受検資格を満たしていない合格者を技術者として配置した場合等は、会社に対して、建設業法の規定に基づく処分が行われることがあります。証明者の方は、実務経験証明書の内容について慎重に確認を行ってください。

②証明者について

- 注 1 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明で結構です。
- 注 2 現在失業中の場合は、実務経験証明書に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。

・民間の会社に勤務している場合

証明者は、原則として代表取締役等の代表者となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者に対して人事権を有する方(副社長、専務取締役、人事部長等)も認められます。派遣会社に所属されている方は派遣元、出向中の方は出向元からの証明が必要です。

・公共機関に勤務している場合

証明者は、原則として市長等となります。また、その代理たる立場の方として、受検申請者の人事経歴を証明できる権限を有する方も認められます。

・受検申込者自身が代表者(経営者)である場合(以下に記載の確認書類の提出が必要です。)

自己証明となりますので、証明者欄には、会社または事業所名、所在地、役職名、氏名(ご本人のお名前)を記入してください。証明者との関係欄には、「本人」と記入してください。受検申込者自身が代表者であることの確認資料として、会社の名称および代表者の氏名が確認できる「建設業許可通知書」のコピーを添付書類として付け加えてください。

建設業の許可を取得していない場合には、代わりとして「工事請負契約書」(代表の氏名および工事名等が確認できるページ)のコピー、または「確定申告書B」(屋号または事業収入の確認ができる書類)のコピーを添付してください。

※証明印の押印について

令和3年度の受検申請から、実務経験証明書における証明印としての会社印・役職印の押印が廃止されました。

5. 夜間部(第二部)または通信制の学校卒業者の実務経験年数について

夜間部(第二部)または通信制の学校の卒業を最終学歴とした場合は、在学中の実務を実務経験年数に加算できません。